八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九・十　［略］

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

十二～十四　［略］

十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料

十六・十七　［略］

十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法

十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できるときに限り、目視等による検査に替えることができる。

八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十　［略］

十一　移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視等により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十二～十四　［略］

十五　移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視等により検査する。

十六・十七　［略］

十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視等、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。

八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九・十　［略］

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

十二～十四　［略］

十五　第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料

十六・十七　［略］

十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法

十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造

定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できるときに限り、目視による検査に替えることができる。

八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十　［略］

十一　移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十二～十四　［略］

十五　移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視により検査する。

十六・十七　［略］

十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。

十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。